

56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46
91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	74	70	82	67	
95	75	71	83	68	
96	76	72	84	68	
97	77	73	85	69	
98	77	74	85	70	
99	78	75	86	71	
100	78	76	86	72	
101	79	77	87	73	
102	79	78	87	73	
103	80	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	82	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	83	83	95	79	
112	83	83	96	80	
113	83	83	97	81	

114	84	84	98		
115	84	84	99		
116	84	84	100		
117	85	85	101		
118	85	85	101		
119	85	85	102		
120	85	86	102		
121	86	86	103		
122	86	86	103		
123	86	87	104		
124	86	87	104		
125	87	87	105		
126	87	88			
127	87	88			
128	87	88			
129	88	89			
130	88	89			
131	88	89			
132	88	90			
133	89	90			
134	89	90			
135	89	91			
136	90	91			
137	90	91			
138	90	92			
139	91	92			
140	91	92			
141	91	93			
142	92	93			
143	92	93			
144	92	94			
145	93	94			
146	93	94			
147	93	95			
148	93	95			
149	94	95			
150	94	96			
151	94	96			
152	94	96			
153	95	97			
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				
158	96				
159	96				
160	96				
161	97				
162	97				
163	97				
164	98				
165	98				
166	98				
167	99				
168	99				
169	99				

備考 これらの表の昇格後の号給欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第七の二を削る。
 別表第八中「第四十四条」を「第四十二条」及び「勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田県条例第3号）」に改め、同様の備考を次のように改める。

備考 外国派遣職員並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田県条例第64号）第3条第1号に規定する派遣職員及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者に関するこの表の適用については、外国派遣職員の派遣先の機関の業務並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第4項第1号に規定する派遣先団体及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項に規定する特定法人において就いていた業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤を含む。）を公務とみなす。
 別表第八を別表第九とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八 特定職員昇給号給数表（第36条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号給数	8号給以上	6号給	3号給	2号給
	4号給以上	3号給	2号給	1号給

備考 この表に定める上段の号給数は条例第5条第7項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(改正条例附則第二項適用職員の在級年数等に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第二項の規定によりその者の平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)における職務の級を定められた職員(次項において「改正条例附則第二項適用職員」という。)のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)(以下「新規則」という。)別表第二の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下この号及び次号において「旧級」という。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級であった職員 旧級及び旧級の二級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

3 改正条例附則第二項適用職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格(切替日から平成十九年三月三十一日までの間における新規則第二十条の規定によるものに限る。)については、同条第三項中「現に属する職務の級に一年以上」とあるのは、「平成十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級(以下この項において「旧級」という。)が行政職給料表の二級若しくは五級又は公安職給料表の五級(以下この項において「特定の職務の級」という。)であった職員にあつては旧級及び旧級の二級下位の職務の級並びに一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第二項の規定により定められた職務の級(以下この項において「新級」という。)に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員にあつては旧級及び新級に通算一年以上」とする。

(切替日における昇格又は降格の特例)

4 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

(平成十九年一月一日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

5 平成十九年一月一日までの間における新規則第三十六条第一項、第三項第一号及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「E」とあるのは「E(条例第五

条第七項の適用を受ける特定職員にあつては、D又はE)」と、同号中「昇給日前一年間」とあるのは「平成十八年四月一日から同年十二月三十一日までの期間」と、同条第六項中「前年の昇給日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。))若しくは第四十一条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成十九年一月一日における特定職員」と、「その者の新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とあるのは「平成十八年四月一日(同日後に新たに職員となつた特定職員又は同日後に第二十三条第三項、第二十六条第二項(第二十八条において準用する場合を含む。))若しくは第四十一条の規定により号給を決定された特定職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日」とする。

(平成十九年一月一日における一般職員の昇給の号給数等)

6 平成十九年一月一日において、特定職員(新規則第三十六条第一項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下「給与条例」という。)第五条第五項の規定による昇給(新規則第三十八条又は第三十九条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となつた一般職員又は切替日後に新規則第二十三条第三項、第二十六条第二項(新規則第二十八条において準用する場合を含む。))若しくは第四十一条の規定により号給を決定された一般職員にあつては、新たに職員となつた日又は号給を決定された日)から平成十八年十二月三十一日までの期間の月数(一月未満の端数があるときは、これを一月とする。)を十二月で除した数を乗じて得た数(一月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(人事委員会の定める一般職員にあつては、人事委員会の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

一 この項の規定による号給数が零となる一般職員

二 給与条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員で次項第三号に掲げる一般職員に該当するもの

三 次項第三号に掲げる一般職員(給与条例第五条第七項の規定の適用を受けるものを除く。))で各任命権者が昇給させることが相当でないことを認めるもの

7 一般職員の基準号給数は、新規則第三十四条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。

一 勤務成績が特に良好である一般職員 八号給以上(給与条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、四号給以上)

二 勤務成績が良好である一般職員 四号給(給与条例第五条第七項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、二号給)

三 勤務成績が良好であると認められない一般職員 三号給以下

8 人事委員会の定める事由以外の事由によつて切替日から平成十八年十二月三十一日までの期間(当該期間の中途において新たに職員となつた一般職員にあつては、新たに職員となつた日から同月三十一日までの期間)の六分の一に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他人事委員会の定める一般職員については、前項第三号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前二項の規定を適用する。

9 附則第六項の規定による昇給の号給数が、平成十九年一月一日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給(同月一日において職務の級を異にする異動又は新規則第二十五条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給)の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

10 附則第七項第一号に掲げる一般職員に該当するものとして決定する一般職員の昇給の号給数の合計は、各任命権者の一般職員の職員数等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号給数を超えてはならない。

(人事委員会規則七—〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

11 人事委員会規則七—〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成二年十二月二十七日公布)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「附則第九項」を「附則第六項」に改め、附則第二項中「から第六項まで及び第八項」を「及び第五項」に改め、附則第六項から第八項までを削り、附則第九項を附則第六項とする。

(人事委員会規則七—〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則の一部改正)

12 人事委員会規則七—〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則(平成八年十二月二十四日公布)の一部を次のように改正する。

附則第一項の前の見出しを削り、附則第二項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、附則第三項の前の見出し及び同項から附則第十五項までを削る。附則別表第一から附則別表第三までを削る。

人事委員会規則七—一(給料等の支給)等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七—一(給料等の支給)等の一部を改正する規則(規則七—一(給料等の支給)の一部改正)

第一条 規則七—一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。
第十一条の見出しを「(地域手当の支給)」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改め、「別に」を削り、「の定めるところによる」を「が定める」に改める。

第二十条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(規則二—三(事務局長に対する権限の委任)の一部改正)

第二条 規則二—三(事務局長に対する権限の委任)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「給料月額」を「号給」に改め、同条第七号中「給料月額」を「号給」に、「十級」及び「九級」を「八級」に改める。

(規則四—五(職員の任用)の一部改正)

第三条 規則四—五(職員の任用)の一部を次のように改正する。

別表第一大学卒業程度試験の項中「二級」を「一級」に、「三級」を「二級」に改め、同表少年補導職員採用試験の項中「二級」を「一級」に改める。

(規則七—九(期末手当及び勤勉手当)の一部改正)

第四条 規則七—九(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に、「四級」を「三級」に改め、同条第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に改める。

第四条の四第一項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に改め、同条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十一条第六項」を「第二十一条第五項」に、「第四号及び第六号」を「及び第五号」に、「第五号及び第七号」を「第四号及び第六号」に改める。

別表第一行政職給料表の項中「十一級及び十級」を「九級及び八級」に、「九級及び八級」を「七級及び六級」に、「七級及び六級」を「五級及び四級」に、「五級及び四級」を「三級」に改め、同表公安職給料表の項中「十級」を「九級」に、「九級及び八級」を「八級及び七級」に、「七級」を「六級」に、「六級」を「五級」に、「五級」を「四級」に、「及び四級の職員並びに」を「の職員及び」に改め、同表教育職給料表(一)の項を削り、同表教育職給料表(二)教育職給料表(三)の項中「教育職給料表(一)教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)教育職給料表(二)」に改める。

(規則七―四五(初任給調整手当)の一部改正)

第五条 規則七―四五(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条第一項中「うける」を「受ける」に改め、「の各号」を削り、同条第二項中「教育職給料表(一)」を削る。

(規則七―七五(義務教育等教員特別手当)の一部改正)

第六条 規則七―七五(義務教育等教員特別手当)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「養護助教諭」の下に、「栄養教諭」を加える。

第四条中「短時間勤務職員にあつては」を「短時間勤務職員にあつては」に改め、同条第一号中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改め、「職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、」を削り、同条第二号中「教育職給料表(一)」を

「教育職給料表(一)」に、同条第三号及び第四号中「あつては」を「あつては」に改める。

第六条の見出しを「(補則)」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

教育職給料表(二)の適用を受ける職員

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用職員以外職員	1号給から 4号給まで	5,000	5,400	10,700	17,100
	5号給から 8号給まで	5,200	5,700	11,100	17,500
	9号給から 12号給まで	5,400	6,000	11,500	17,900
	13号給から 16号給まで	5,600	6,300	12,400	18,300
	17号給から 20号給まで	5,900	6,600	12,800	18,700
	21号給から 24号給まで	6,200	7,000	13,200	19,000
	25号給から 28号給まで	6,500	7,300	13,600	19,400
	29号給から 32号給まで	6,800	7,600	14,000	19,600
	33号給から 36号給まで	7,100	7,900	14,400	19,900
	37号給から 40号給まで	7,400	8,300	14,800	20,200
	41号給から 44号給まで	7,700	8,900	15,100	
	45号給から 48号給まで	8,000	9,300	15,500	
	49号給から 52号給まで	8,300	9,700	15,900	
	53号給から 56号給まで	8,600	10,500	16,300	
	57号給から 60号給まで	8,800	10,900	16,700	
	61号給から 64号給まで	9,100	11,300	17,100	
	65号給から 68号給まで	9,400	12,100	17,400	
	69号給から 72号給まで	9,700	12,500	17,700	
	73号給から 76号給まで	9,900	12,900	18,000	
	77号給から 80号給まで	10,200	13,300	18,300	
	81号給から 84号給まで	10,400	13,700	18,500	
	85号給から 88号給まで	10,600	14,000	18,700	
	89号給から 92号給まで	10,800	14,400	18,900	
	93号給から 96号給まで	11,000	14,700	19,100	
	97号給から 100号給まで	11,200	15,000		
	101号給から 104号給まで	11,400	15,400		
105号給から 108号給まで	11,500	15,700			
109号給から 112号給まで	11,600	16,000			
113号給から 116号給まで	11,700	16,300			
117号給から 120号給まで	11,900	16,500			
121号給から 124号給まで	12,000	16,800			
125号給から 128号給まで	12,100	17,000			
129号給から 132号給まで		17,200			
133号給から 136号給まで		17,400			
137号給から 140号給まで		17,600			
141号給から 144号給まで		17,700			
145号給から 148号給まで		17,800			
149号給		17,900			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表(-)の適用を受ける職員

職員の 区 分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	1号給から 4号給まで	5,000	6,300	12,800	17,100
	5号給から 8号給まで	5,200	6,600	13,200	17,500
	9号給から 12号給まで	5,400	7,000	13,600	17,900
	13号給から 16号給まで	5,600	7,300	14,000	18,300
	17号給から 20号給まで	5,900	7,600	14,400	18,700
	21号給から 24号給まで	6,200	7,900	14,800	19,000
	25号給から 28号給まで	6,500	8,300	15,100	19,400
	29号給から 32号給まで	6,800	8,900	15,500	19,600
	33号給から 36号給まで	7,100	9,300	15,900	19,900
	37号給から 40号給まで	7,400	9,700	16,300	20,200
	41号給から 44号給まで	7,700	10,500	16,700	
	45号給から 48号給まで	8,000	10,900	17,100	
	49号給から 52号給まで	8,300	11,300	17,400	
	53号給から 56号給まで	8,600	12,100	17,700	
	57号給から 60号給まで	8,800	12,500	18,000	
	61号給から 64号給まで	9,100	12,900	18,300	
	65号給から 68号給まで	9,400	13,300	18,500	
	69号給から 72号給まで	9,700	13,700	18,700	
	73号給から 76号給まで	9,900	14,000	18,900	
	77号給から 80号給まで	10,200	14,400	19,100	
	81号給から 84号給まで	10,400	14,700		
	85号給から 88号給まで	10,600	15,000		
	89号給から 92号給まで	10,800	15,400		
	93号給から 96号給まで	11,000	15,700		
	97号給から 100号給まで	11,200	16,000		
	101号給から 104号給まで	11,400	16,300		
105号給から 108号給まで	11,500	16,500			
109号給から 112号給まで	11,600	16,800			
113号給から 116号給まで	11,700	17,000			
117号給から 120号給まで	11,900	17,200			
121号給から 124号給まで	12,000	17,400			
125号給から 128号給まで	12,100	17,600			
129号給から 132号給まで	12,300	17,700			
133号給から 136号給まで	12,400	17,800			
137号給から 140号給まで	12,500	17,900			
141号給から 144号給まで	12,600				
145号給から 148号給まで	12,800				
149号給から 152号給まで	12,900				
153号給	13,000				
再任用 職 員		8,000	9,700	12,800	16,300

(規則七―八二(休職者の給与)の一部改正)

第七条 規則七―八二(休職者の給与)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第三条中「調整手当」を「地域手当」に、「もつて」を「もつて」に改める。

(規則七―九三(短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)の一部改正)

第八条 規則七―九三(短時間勤務職員の給料月額)の端数計算)の一部を次のように改正する。

「第五条の四」を「第五条の三」に改める。

(規則九―一八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部改正)

第九条 規則九―一八(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(規則一三―一〇(一般職の任期付職員の採用等)の一部改正)

第十条 規則一三―一〇(一般職の任期付職員の採用等)の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「給料月額の決定等」を「号給の決定」に改め、同条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期」を「号給」に、「の範囲内」を「を超えない範囲内」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(規則七―一(給料等の支給)に関する経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する規則七―一(給料等の支給)第七條第二項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
人事委員会規則七―二(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七―二(給料の調整額)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(給料の調整額)」を付し、同条第二項中「調整基本額」の下に「(その額が給料月額の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加え、「あつて」を「あつて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する前条第二項の規定の適用については、同項中「百分の二十五を」とあるのは「と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)附則第七項から第九項まで(以下「改正附則」という。)の規定による給料の額との合計額の百分の二十五を」と、「百分の二十五に」とあるのは「と改正附則の規定による給料の額との合計額の百分の二十五に」とする。

健康環境センター	病理細菌検査又は理化学試験の業務に従事することを本務とする職員	一
----------	---------------------------------	---

別表第一秋田県立大学の項及び衛生科学研究所の項を削り、同表警察学校の項中「教育職給料表(□)」を「教育職給料表(△)」に改める。
別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表 (第二条関係)

1 行政職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,500円
2 級	8,500円
3 級	9,600円
4 級	10,200円
5 級	10,600円
6 級	11,200円
7 級	12,100円
8 級	12,700円
9 級	14,400円

2 公安職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	7,900円
2 級	8,700円
3 級	9,400円
4 級	10,600円
5 級	11,200円
6 級	11,600円
7 級	12,000円
8 級	12,500円
9 級	13,100円

3 海事職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円
2 級	8,500円
3 級	10,600円
4 級	12,100円
5 級	12,800円

4 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
3 級	12,000円 (条例別表第4第1号の表の備考2に定める職員にあっては、12,200円)
4 級	13,200円

5 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円
2 級	10,900円
3 級	11,600円 (条例別表第4第2号の表の備考2に定める職員にあつては、11,800円)
4 級	12,800円

6 研究職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円
2 級	9,300円
3 級	10,900円
4 級	11,700円
5 級	14,600円

7 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,800円
2 級	13,100円
3 級	14,500円
4 級	15,500円

8 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円
3 級	9,100円
4 級	9,700円
5 級	10,500円
6 級	11,300円
7 級	12,200円

9 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,000円
2 級	9,400円
3 級	9,700円
4 級	10,000円
5 級	10,400円
6 級	11,600円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)第八条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の規則七―二(給料の調整額)第二条第二項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

一 平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで 百分の百
二 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百分の七十五
三 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで 百分の五十
四 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで 百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第三号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)第一条の規定による改正前の条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎としてこの規則による改正前の規則七―二(次号において「改正前の規則」という。)第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日

以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第二条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に規則七―一〇七(平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料)第四条第五号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

(一) 給料表の適用を異にする異動をした場合

(二) 規則七―一〇七第四条各号に掲げる場合に該当することとなった職員

四 施行日以後に給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により新たに給料表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であつたものとみなして前二号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三(管理職手当)の一部を改正する規則
規則七―三(管理職手当)の一部を次のように改正する。

「報道監

防災監

将来構想推進監

県民総参加推進監

障害者スポーツ大会推進監

研究推進監

「流域防災監

財産管理監

「流域防災監

「流域防災監

「流域防災監

に改め、同表知事部局地域振興局(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局を除く。)の項中「部長」を「部長」に改め、同表知事部局地域振興局(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局に限

る。)の項中「部長」を「部長
地域振興監」に、「上席主幹」を「上席主幹
地域環境専門員」に、
「大館地区総合事務所」を「総務企画部大館地区総合事務所」に、「仙北平野農村整
備事務所」を「農林部仙北平野農村整備事務所」に改め、同表知事部局公文書館の項

中「主幹」を「副館長
主幹」に改め、同表知事部局自治研修所の項を削り、同表知事部局
秋田県立大学の項、秋田県立短期大学の項及び秋田県立大学木材高度加工研究所の項
を次のように改める。

自治研修所		所長	次長	主幹		
健康環境センター		所長	次長 室長	部長	主幹 上席研究員	主任専門員
農林水産技術センター	所長 総合食品研究所 長	農業試験場長 果樹試験場長 畜産試験場長 水産振興センタ ー所長 森林技術センタ ー所長 食品加工研究所 長 醸造試験場長	次長 室長 主席研究員	部長(農業試験 場に限る。) 部長(農業試験 場を除く。) 主幹 上席研究員	主任専門研究員	主任専門員

別表知事部局福祉事務所の項から同表知事部局東京産業観光センターの項までを削

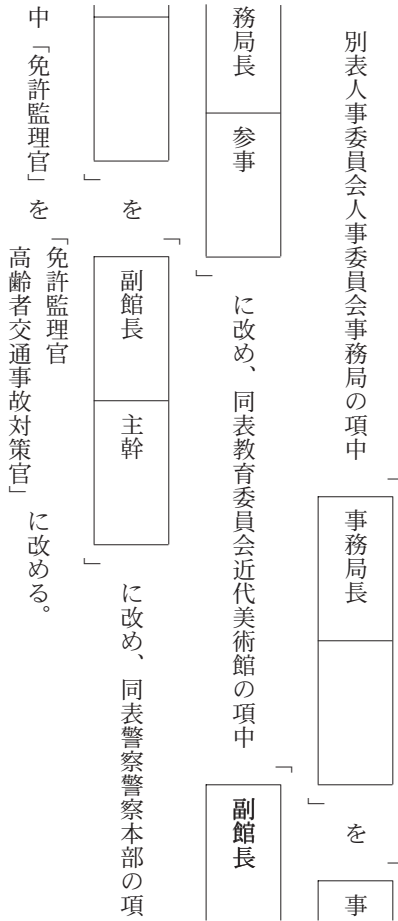
り、同表知事部局産業技術総合研究センターの項の次に次のように加える。

福祉事務所			所長	主幹	主席専門員	
保健所			所長	次長 課長 主幹	主席専門員	主任専門員
福祉相談センター			所長	主幹	主席専門員	主任専門員
太平洋療育園	園長			事務局長 医長	主幹 総看護師長	主任専門員 看護師長

病虫害防除所	農業研修センター	鳥獣保護センター	動物管理センター	食肉衛生検査所	生活センター	衛生看護学院	リハビリテーション・精神医療センター	脳血管研究センター	女性相談所	千秋学園	児童会館	中央児童相談所	精神保健福祉センター
							所長 副所長	所長 副所長 研究局長 病院長					
						学院長		副研究局長 副病院長 事務部長					
					所長		医療部長 医療部次長 事務部長 病院改革推進監	研究局の部長 病院の部長 事務部次長				所長	所長
	所長		所長	所長			科長 薬局長 総看護師長	主任研究員 科長 薬局長 総看護師長	所長	園長	館長		
所長	主幹	所長		主幹	主幹	副学院長	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹	主幹
主席専門員	主席専門員			主席専門員		事務長 教務部長	主席専門員 副総看護師長	主席専門員 副総看護師長					
				主任専門員			主任専門員 看護師長	主任専門員 看護師長	主任専門員	主任専門員	主任専門員	主任専門員	

福岡事務所	名古屋事務所	大阪事務所	北海道事務所	計量検定所	家畜保健衛生所(中央家畜保健所に限る。)	家畜保健衛生所(中央家畜保健所を除く。)	花き種苗センター
所長	所長	所長	所長		所長		
				所長		所長	
主幹	主幹	主幹	主幹		主幹	主幹	所長 主幹
				主席専門員	主席専門員	主席専門員	
				主任専門員	主任専門員	主任専門員	

別表人事委員会人事委員会事務局の項中



- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
- この規則による改正後の規則七―三(管理職手当) 別表警察警察本部の項の規定は、平成十八年三月二十七日から適用する。

附 則

(施行期日等)

3 (経過措置)

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号) 附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に関する第三条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号) 附則第七項から第九項までの規定による給料の額との合計額」とする。

人事委員会規則七―二九(給与簿)の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
人事委員会規則七―二九(給与簿)の一部を改正する規則
規則七―二九(給与簿)の一部を次のように改正する。

- 前項の場合において、第三条各号に掲げる事項が各任命権者が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録されるときは、任命権者は、同項の規定による給与明細書の交付に代えて、当該ファイルに記録された同条各号に掲げる事項を当

該職員に閲覧させることができる。この場合において、任命権者は、同項の規定による給与明細書の交付を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第三条を削る。

第三条の二の見出しを「(教育職給料表(一)の適用範囲)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同項第二号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を、「講師」の下に「(常勤の者及び法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。以下同じ。)」を加え、同項第三号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同項第四号中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項第五号中「あつては、教育職給料表(一)」を「あつては、教育職給料表(一)」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項第六号中「建設交通政策課」を「又は」に改め、「又は総合生活文化会館」を削り、同条第二項中「教育職給料表(一)」を「教育職給料表(一)」に改め、同条を第三条とする。

第三条の三の見出しを「(教育職給料表(二)の適用範囲)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(二)」に改め、「の各号」を削り、「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改め、同項第一号及び第二号中「養護教諭」の下に「栄養教諭」を加え、同項第三号中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に、「なつた」を「なつた」に改め、同項第四号中「建設交通政策課」を「又は」に改め、「又は総合生活文化会館」を削り、同条第二項中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改め、同条第三項中「教育職給料表(二)」を「教育職給料表(一)」に改め、同条を第三条の二とする。

第四条中「の各号」を削り、「もつて」を「もつて」に改め、「第四号」及び「教育職給料表(一)又は」を削り、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二 健康環境センター

三 農林水産技術センター

第四条中第四号から第十一号までを削り、第十二号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 脳血管研究センター

第四条第十三号を同条第六号とする。

第五条中「の各号」を削り、第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 健康環境センター

第六条中「の各号」を削り、「きゆう師」を「きゆう師」に、「第五号、第七号及び第十一号」を「第二号、第三号及び第七号」に改め、第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を削り、第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 健康環境センター

三 農林水産技術センター

第七条中「の各号」を削り、同条第二号中「県立大学」を「科学技術課」に改め、同条中第十号を削り、第九号を第十号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 健康環境センター

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則
規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条中「職員は」を「公署は」に、「に勤務する職員」を「とし、同項に規定する規則で定める業務は、納税義務者、特別徴収義務者、滞納者若しくは犯則嫌疑者又はこれらの関係者の住居等において行う業務のうち次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 滞納者、不申告者等に対する徴収又は折衝の業務のうち職員の心身に著しい負担を与えるもの

二 県税に係る更正若しくは決定のための調査又はこれに準ずる県税の賦課徴収に
関する調査に必要な質問若しくは検査の業務のうち職員の心身に著しい負担を与
えるもの

三 県税に関する犯則事件の調査に必要な質問、検査、領置、臨検、搜索又は差押
えの業務

四 滞納処分に係る財産の搜索、差押え又は搬出の業務

第二条に次の一項を加える。
2 条例第三条第三項に規定する規則で定める額は、百五十円とする。
第三条を次のように改める。

(社会福祉業務手当)

第三条 条例第四条第一項に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、同
項に規定する規則で定める業務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号
に定める業務とする。

一 福祉事務所に勤務する職員（医療職給料表(ロ)の適用を受ける職員を除く。）
要保護者等の家庭を訪問して行う指導、相談又は調査に関する業務のうち職員の
心身に著しい負担を与えるもの

二 福祉相談センターに勤務する身体障害者福祉司又は知的障害者福祉司である職
員、児童相談所に勤務する児童福祉司である職員、女性相談所に勤務する職員及
びリハビリテーション・精神医療センターに勤務する職員、身体障害者、知的障
害者、要保護児童、要保護女性、精神障害者その他これらに準ずる者に対して行
う判定、指導、相談、調査又は一時保護の業務

2 条例第四条第二項に規定する規則で定める職員は、前項第二号に掲げる職員とす
る。

3 条例第四条第三項に規定する規則で定める額は、三百五十円とする。

第五条の三中「第八条第一項第二号」を「第八条第一項」に、「放射線業務、立入
作業又は緊急作業は」を「作業又は業務に従事した場合は」に改め、「における当該
期間中の当該職員の従事した同号に規定する放射線業務、立入作業又は緊急作業及び
これらに準ずる放射線業務、立入作業又は緊急作業で人事委員会が認めるもの」を削
る。

第七条中「保健所及び環境センター」を「健康環境センター及び保健所」に改め
る。

第八条第一項中「県立大学」を「健康環境センター、農林水産技術センター、産業
技術総合研究所センター」に、「総合生活文化会館、環境センター」を「生活センタ
ー、農業研修センター」に改め、「農業研修センター、農業試験場、果樹試験場、
総合食品研究所」及び「畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター、産業
技術総合研究所センター」を削る。

第九条第一項の表中「出納局及び」を「出納局、」に、「仙北地域振興局仙北平野
農村整備事務所、森林技術センター」を「農林水産技術センター」に、「並びに港湾
事務所」を「港湾事務所及び砂子沢ダム建設事務所」に改め、「等の作業」の下に
「又はダム維持管理作業」を加え、「管財課」を「会計管財課」に改め、同条第二
項中「第十五条第一項第五号」を「第十五条第一項第四号」に、「次に掲げる」を
「ブロック、ケーソン（砂の中詰りを完了する前のものに限る。）」、航路標識灯又は
航路浮標灯の上において行う調査、監督又は検査の」に改め、同項各号を削り、同条
第三項中「第十五条第一項第六号」を「第十五条第一項第五号」に改める。
第十条中「県立大学」を「農林水産技術センター」に、「農業試験場、」を「及
び」に改め、「及び森林技術センター」を削る。
第十二条中「水産振興センター及び」を削る。
第十三条第一項、第十三条の二及び第十四条中「仙北地域振興局仙北平野農村整
備事務所」を削る。
第十四条の二を削る。
第十五条第一号中「県立大学又は」を削る。
第二十一条中「第三十五条」の下に「に規定する規則で定める職員は、一般職の任
期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五百二十二号）第三条第一
号又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九
号）第二条第一項の規定により採用された職員とし、同条」を加え、同条第四号と同
条第五号とし、同条第三号中(ロ)を削り、(四)を(三)とし、(五)から(七)までを一つずつ繰り上
げ、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加
える。

二 管理職手当を受ける職員には、次に掲げる特殊勤務手当を除き、特殊勤務手当
は支給しない。

- (一) 防疫等業務手当
- (二) 放射線取扱手当
- (三) 夜間看護等手当
- (四) 解剖補助作業手当
- (五) 手術補助作業手当
- (六) 公害防止等業務手当
- (七) 有害薬剤等取扱手当
- (八) 特殊現場作業手当
- (九) 家畜保健衛生手当（家畜保健衛生所長の職にある職員に支給する場合を除く。）
- (十) 潜水手当
- (十一) 道路上作業手当

(イ) 災害応急等作業手当
 (ロ) 警察職員手当(条例第三十三条第一項第十三号に掲げる作業に係るものを除く。)
 (ハ) 航空手当
 別表県税業務手当の項及び社会福祉業務手当の項を次のように改める。

社会福祉業務 手当	第三条第一項第一号に規定する職員	業務に従事した日一日につき	八百五十円
	第三条第一項第二号に規定する職員	勤務一月につき	一万千八百円

別表放射線取扱手当の項中「作業又は業務に従事した日一日」を「勤務一月」に、

「二百八十円」を「七千円」に改め、同表特殊現場作業手当の項中

地上又は水
筒所で行う

面上十メートル以上の
作業
三百二十円

地上又は水面上十メートル以上の筒所で行う作業	地上又は水面上二メートル未満
地上又は水面上二メートル以上	

に改め、

橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において水面下四メートル以上の箇所で行う作業

二

百八十円

及び

船上において行う調査、監督、検査等の作業

二百八十円

を削

り、同表病虫害防除手当の項を次のように改める。

病虫害防除手当	勤務一月につき	給料月額に百分の八を乗じて得た額
---------	---------	------------------

別表種雄家畜取扱等作業手当の項中「二百八十円」を「二百三十円」に改め、同表乗船作業手当の項を次のように改める。

乗船作業手当	条例第二十一条第一項第一号の作業	作業に従事した日一日につき	五百五十円
	条例第二十一条第一項第二号の作業	作業に従事した日一日につき	三百八十円

別表火薬類等取締手当の項を削り、同表職業訓練手当の項を次のように改める。

職業訓練手当	勤務一月につき	給料月額に百分の十を乗じて得た額
--------	---------	------------------

別表ダム管理・建設業務手当の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(県税業務手当に関する経過措置)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第七号。以下「改正条例」という。)附則第二項に規定する人事委員会が定める職

員は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き地域振興局総務企画部県税課又は秋田地域振興局県税部に勤務する職員のうち、徴税吏員である者（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）とし、同項に規定する規則で定める額は、一万五千七百円とする。

3 改正条例附則第三項に規定する人事委員会が定める職員は、施行日の前日から引き続き福祉事務所に勤務する職員のうち、社会福祉に関する現業又は指導監督の業務を行う者とし、同項に規定する規則で定める額は、八千八百円とする。

4 改正条例附則第四項に規定する人事委員会が定める職員及び同項の規定によりなお効力を有することとされる改正条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第二十九条第二項に規定する規則で定める職員は、施行日の前日から引き続き次に掲げる職員である者とし、同項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 地域振興局建設部のダム管理事務所に勤務する職員 八千七百円（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にあつては、五千八百円）
- 二 由利地域振興局建設部河川砂防課又は砂子沢ダム建設事務所に勤務する職員のうち、技術吏員である職員（本工工事の着工から完了までの間に勤務する職員に限る。） 一万二千二百円（平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間にあつては、七千五百円）

5 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料を支給される職員に対する別表の規定の適用については、同表病害虫防除手当の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定による給料の額（以下「差額相当額」という。）との合計額」と、同表職業訓練手当の項中「給料月額」とあるのは「給料月額と差額相当額との合計額」とする。

人事委員会規則七―五六（調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷
人事委員会規則七―五六（調整手当）の一部を改正する規則
規則七―五六（調整手当）の一部を次のように改正する。

題名中「調整手当」を「地域手当」に改める。
第一条第二項中「甲地及び乙地は、それぞれ別表において支給区分が甲地及び乙地とされる地域」を「地域手当の級地は、別表に定めるとおり」に改め、同条第三項を削る。

第二条（見出しを含む。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。
第三条中「調整手当」を「地域手当」に、「もつて」を「もつて」に改める。
第四条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表を次のように改める。
別表（第一条関係）

支	給	地	域	級	地
北海道札幌市				六級地	
東京都特別区				一級地	
愛知県名古屋市				三級地	
大阪府大阪市				二級地	
福岡県福岡市				四級地	
人事委員会の定める地域				人事委員会 の定める級 地	

附 則
（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
（平成二十二年三月三十一日までの間における地域手当の支給割合）
2 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間における一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第十二項の規定により読み替えて適用する一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）第十一条の二第二項に規定する規則で定める割

合は、附則別表のとおりとする。

3 この規則の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間における一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第十二項の規定により読み替えて適用する一般職の職員の給与に関する条例第十一条の三に規定する規則で定める割合は、百分の十一とする。

(補則)

4 前二項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

附則別表(附則第二項関係)

支 給 地 域	支給割合
北海道札幌市	百分の三
東京都特別区	百分の十三
愛知県名古屋市	百分の十一
大阪府大阪市	百分の十一
福岡県福岡市	百分の七
人事委員会の定める地域	人事委員会の定める割合
合	

人事委員会規則七―六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―六二(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則

規則七―六二(特勤勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条中「別表第一に掲げる公署とし、条例第十三条の三第一項に規定する人事委員会が指定する公署(以下「準特地公署」という。)は、別表第二」を「別表」に改める。

第四条第一項第一号中「準特地公署以外」を「人事委員会が指定するこれに準ずる公署(以下「準特地公署」という。)以外」に改める。

第八条の見出しを「(補則)」に改める。

別表第一の一級地の項中

北秋田地域振興局建設部山瀬ダム管理事務所	大館市岩瀬字大川目元渡
山本地域振興局建設部素波里・水沢ダム管理事務所	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬

四の一九八
内沢国有林

を
山本地域振興局建設部素波里・水沢ダム管理事務所

林
に、「水産振興センター内水面試験池」を「農林水産技術センター内水面試験池」に改める。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の規則七―六二(特勤勤務手当等)(以下「改正後の規則」という。)第二条に定めるもののほか、北秋田地域振興局建設部山瀬ダム管理事務所は、平成二十一年三月三十一日までの間、特地公署とする。

3 前項に規定する公署に在勤する職員の特勤勤務手当の月額は、改正後の規則第三条の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間、同条第二項に規定する特勤勤務手当基礎額に百分の四を乗じて得た額に、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)から平成二十二年三月三十一日までの間については百分の百

を、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4 附則第二項に規定する公署に在勤する職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額、改正後の規則第四条第二項又は第五条第四項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日までの間、当該公署の級別区分を一級地とした場合にこれらの規定を適用して得られる額に、施行日から平成二十年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間にあっては百分の五十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 秋田地域振興局建設部岩見ダム管理事務所、雄勝地域振興局建設部皆瀬・板戸ダム管理事務所及び北秋田警察署幸屋渡警察官駐在所は、平成二十一年三月三十一日までの間、準特地公署とする。

6 附則第四項の規定は、前項に規定する公署に在勤する職員について準用する。この場合において、附則第四項中「附則第二項」とあるのは「次項」と、「の級別区分を一級地」とあるのは「を準特地公署」と読み替えるものとする。

人事委員会規則七一〇六（平成十八年改正条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え）をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七一〇六（平成十八年改正条例附則第四項の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え）
（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

第一条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給（別表において「新号給」という。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

一 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下この号及び別表において「旧給料月額」という。）が施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この条及び同表において「旧級」という。）に応じた同表の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。同表

において「経過期間」という。）に応じて同表に定める号給
二 旧級が次に掲げる職務の級である職員 人事委員会の定める号給

(一) 行政職給料表の職務の級一級、四級及び五級

(二) 公安職給料表の職務の級二級及び三級

(三) 研究職給料表の職務の級二級

(四) 医療職給料表(一)の職務の級二級

(五) 医療職給料表(二)の職務の級四級及び七級

(六) 医療職給料表(三)の職務の級一級、二級、三級及び四級

三 前二号に掲げる職員以外の職員 その者の施行日における職務の級における最高の号給

(任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第二条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号）第五条第四項の規定により、九十七万六千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は九十一万三千円とし、百六万五千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は九十九万四千円とする。

(任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額の切替え)

第三条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号）第七条第三項の規定により、百四万三千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は九十七万六千円とし、百六万五千円の給料月額を受けていた職員の新給料月額は九十九万四千円とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

別表 (第1条関係)

1 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
6 級	418,700	円	89	90	91	92	93
7 級	429,200		77	78	79	80	81
	432,700		81	82	83	84	85
8 級	453,200		69	70	71	72	73
	456,800		73	74	75	76	77
9 級	489,400		53	54	55	56	57
	493,500		57	58	59	60	61
10 級	513,000		37	38	39	40	41
	517,400		41	42	43	44	45
11 級	580,300		37	38	39	40	41

2 公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
4 級	428,200	円	109	110	111	112	113
	431,000		113	114	115	116	117
	433,800		117	118	119	120	121
	436,600		121	122	123	124	125
5 級	434,300		117	118	119	120	121
	437,300		121	122	123	124	125
6 級	457,300		89	90	91	92	93
7 級	465,800		77	78	79	80	81
	469,300		81	82	83	84	85
8 級	487,000		69	70	71	72	73
	490,600		73	74	75	76	77
9 級	500,900		53	54	55	56	57
	504,800		57	58	59	60	61
10 級	522,000		37	38	39	40	41
	526,200		41	42	43	44	45

3 教育職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
2 級	457,000	円	129	130	131	132	133
	459,800		133	134	135	136	137

4 教育職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
2 級	443,200	円	141	142	143	144	145
	445,600		145	146	147	148	149

5 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
5 級	579,900	円	69	70	71	72	73

6 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
3 級	572,000	円	81	82	83	84	85
	576,100		85	86	87	88	89
4 級	604,900		57	58	59	60	61
	609,500		61	62	63	64	65

7 医療職給料表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
5 級	424,900	円	81	82	83	84	85

8 医療職給料表(三)の適用を受ける職員の新号給

旧 級	経過期間		3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額	円					
5 級	428,900	円	85	86	87	88	89
	431,400		89	90	91	92	93

人事委員会規則七—一〇七（平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料）をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七—一〇七（平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料）

（趣旨）

第一条 この規則は、平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成十八年改正条例 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）をいう。

二 改正前の規則七—〇 人事委員会規則七—〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）による改正前の規則七—〇（初任給、昇格、昇給等の基準）をいう。

三 施行日 この規則の施行の日をいう。

四 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない規則七—〇別表第六に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

五 基準級 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（平成十八年改正条例附則第二項の規定により施行日における職務の級を定められた職員にあつては、施行日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する平成十八年改正条例附則別表第一の新級欄に掲げる職務の級）をいう。

六 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

七 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

（一）法第二十八条第二項又は職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条の規定により休職にされていた期間

（二）法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

（三）外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

（四）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしていた期間

（五）職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号）第九号

及び第四条第一項第四号において「勤務時間条例」という。）第十一条に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間

（六）公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第八号及び第四条第一項第三号において「公益法人等派遣条例」という。）第二条第二項の規定により派遣されていた期間

（七）教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

八 復職時調整 規則七—〇第四十四条、職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第六条又は公益法人等派遣条例第六条の規定による号給の調整をいう。

九 再任用職員異動 法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第二条の規定により定められた一週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。

十 人事交流等職員 切替日以降に、給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員、公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第一条に規定する公庫に勤務する者その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。

（平成十八年改正条例附則第七項の規則で定める職員）

第三条 平成十八年改正条例附則第七項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 施行日以後に初任給基準異動をした職員

二 施行日以後に基準級より下位の職務の級に降格をした職員

三 施行日前に休職等期間がある職員であつて、施行日以後に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 施行日以後に再任用職員異動をした職員

五 施行日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料の支給）

第四条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の二以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものは、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料と

して支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日にこれらの異動があつたものとした場合（施行日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、施行日の前日にこれらの異動が順次あつたものとした場合）に改正前の規則七〇第二十五条から第二十八条までの規定を適用したとしたならば同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 基準級より下位の職務の級に降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。）

施行日の前日において当該降格後の職務の級（当該職務の級が平成十八年改正条例附則別表第一の新級欄に掲げられている場合にあつては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級（同欄に二の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級）に降格をしたものとした場合（施行日以後に基準級より下位の職務の級への降格を二回以上した場合にあつては、施行日の前日にこれらの降格を順次したものとした場合）に改正前の規則七〇第二十四条の規定を適用したとしたならば同日において受けることとなる給料月額に相当する額

三 施行日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の規則七〇第四十四条又は平成十八年改正条例附則第十六項若しくは第十七項の規定による改正前の職員の育児休業等に関する条例第六条第一項若しくは公益法人等派遣条例第六条の規定を適用したとしたならば同日において受けることとなる給料月額に相当する額

四 再任用職員異動をした場合 平成十八年改正条例第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）別表第一から別表第六までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、施行日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（当該再任用職員異動後に法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものは、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料と

して支給する。

（平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料の支給）

第五条 人事交流等職員（次項に規定する職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以後に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成十八年改正条例附則第八項の規定による給料の額に相当する額を、平成十八年改正条例附則第九項の規定による給料として支給する。

（この規則により難い場合の措置）

第六条 平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則八一三（退職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則八一三（退職手当）の一部を改正する規則

規則八一三（退職手当）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「趣旨」に改め、同条中「基き」を「基づき」に、「必要な」を「必要な」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条の前の見出し及び同条を削る。

第三条に見出しとして「書類の提出」を付し、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

職員が退職したときは、その退職した者（以下「退職者」という。）の所属長は、当該退職者の履歴書（その退職が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、履歴書のほか、当該各号に定める書類）を任命権者に速やかに提出しなければならない。

第三条第一項第一号中「よる退職」を「より退職した場合」に改め、同項第二号中「勤続期間が」を削り、「者で」を「期間勤続し、」に、「とする」を「に限る」に、「よる退職」を「より退職した場合」に改め、同項第三号中「よる退職」を「より退職した場合」に、「任命権者」を「及び任命権者」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項に規定する」に、「必要」を「必要」に、「前条の書類に添付させる」を「提出させる」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(退職手当の支給)

第三条 任命権者は、退職者が退職手当を受ける資格があると認めるときは、退職手当の額を決定し、当該退職者又はその遺族に通知するとともに、速やかに退職手当を支給するものとする。

第三条の二を削り、第四条から第六条までを次のように改める。

(基礎在職期間)

第四条 条例第五条の二第二項第十九号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

一 条例附則第二十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧公社の職員としての在職期間

二 条例附則第二十一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間及び日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間

三 条例附則第二十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間

四 条例附則第二十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間及び承継法人等の職員としての在職期間

五 条例附則第二十八項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間

六 条例附則第三十項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四

号)第十八条第一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同項に規定する特定法人役員としての在職期間

八 前各号に掲げる在職期間に準ずるものとして人事委員会が認める在職期間

(勸奨の記録)

第五条 条例第五条の五に規定する勸奨に係る記録は、人事委員会が定める様式により任命権者が作成する。

2 任命権者は、前項に規定する記録に職員が提出した辞職の申出に係る書類の写しを添付し、これをその者の退職の日から五年間保管しておかなければならない。

(退職手当の調整額の算定対象から除く休職月等)

第六条 条例第六条の四第一項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

一 法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。)

職月等

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条の規定による育児休業により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)

のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。)

退職者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある

休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれ最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数(当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

第十三条の見出しを「(補則)」に改め、同条を第十八条とし、第十二条を第十七条とする。

第十一条第一項中「様式第三号の」を「人事委員会が定める様式による」に、「よらなければ」を「より行わなければ」に改め、同条第二項中「様式第四号の」を「人事委員会が定める様式による」に改め、同条第三項中「様式第五号の」を「人事委員会が定める様式による」に、「よらなければ」を「より行わなければ」に改め、同条第四項中「様式第六号の」を「人事委員会が定める様式による」に、「しなれば」を「行わなければ」に改め、同条を第十六条とする。

第十条中「よつて」を「より」に改め、同条を第十五条とし、第九条を第十四条とする。

第八条中「のとおり」を「に掲げる者」に改め、同条第三号中「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）」及び「同法」を「法」に改め、同条第四号中「地方公務員法」を「法」に改め、同条を第十三条とし、第七条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱）

第七条 退職者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる在職期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における条例第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続きいた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。

（職員の区分）

第八条 退職者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一号の表又は別表第二号の表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

（調整月額に順位を付す方法等）

第九条 前条（第七条の規定により同条に規定する職員として在職していたものとみなして適用する場合を含む。）後段の規定により退職者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

（基本給月額に準ずる額）

第十条 条例第六条の五第二項に規定する規則で定める額は、給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当に相当する給与の月額（給与が月額で定められている職員にあつては、日額の二十一日分に相当する額とし、休職、停職、減給その他の事由により給与の一部又は全部を支給されない職員にあつては、これらの事由がないと仮定した場合にその者の受けるべき給与の月額）の合計額とする。

（その者の非違により退職した者）

第十一条 条例第八条第二項第二号に規定する規則で定める者は、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

附則に次の一項を加える。

5 条例附則第三十四項ただし書に規定する規則で定める額は、第十条に規定する給料に相当する給与の月額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第八条関係）
一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分

第一号区 分	<p>一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に適用されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号。以下この表において「旧給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十一級であったもの</p> <p>二 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもののうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 旧給与条例の医療職給料表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十二年秋田県条例第五十二号。以下この表及び次号の表において「任期付研究員条例」という。）第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年秋田県条例第六十九号。以下この表及び次号の表において「任期付職員条例」という。）第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で</p>
-----------	---

<p>分 第二号区</p>	<p>六 同表六号給以上の給料月額を受けていたもの 六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 旧給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの 二 旧給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの 三 旧給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの 四 旧給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもののうち人事委員会の定めるもの 五 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第一号区分の項第二号に掲げる者を除く。) 六 旧給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第三号に掲げる者を除く。) 七 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給の給料月額を受けていたもの 八 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>分 第三号区</p> <p>一 旧給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの 二 旧給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの 三 旧給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。) 四 旧給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。) 五 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの 六 旧給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第三号及び第二</p>
---------------	--	---

<p>分 第四号区</p> <p>七 号区分の項第六号に掲げる者を除く。 七 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 八 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの 九 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>一 旧給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの 二 旧給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は八級であったもの 三 旧給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。) 四 旧給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第四号及び第三号区分の項第四号に掲げる者を除く。) 五 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第三号区分の項第五号に掲げる者を除く。) 六 旧給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの 七 旧給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であったもの 八 旧給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの 九 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第五号区</p> <p>一 旧給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する</p>
---	---	---

<p>第六号区</p>	<p>分</p> <p>職務の級が七級であったもの</p> <p>二 旧給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの（第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 旧給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>四 旧給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>五 旧給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>六 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 旧給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 旧給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 旧給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの</p> <p>十 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるものの</p> <p>一 旧給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 旧給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの又は六級であったもの</p> <p>三 旧給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>四 旧給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 旧給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p>
-------------	---

<p>第七号区</p>	<p>分</p> <p>職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの（第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。）</p> <p>七 旧給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもの（第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。）</p> <p>八 旧給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの（第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）</p> <p>九 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p> <p>一 旧給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であったもの</p> <p>二 旧給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの又は四級若しくは五級であったもの（第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 旧給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの</p> <p>四 旧給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの（第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 旧給与条例の教育職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの（第六号区分の項第五号に掲げる者を除く。）のうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 旧給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 旧給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 旧給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもの</p>
-------------	---

<p>第八号区</p> <p>第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>	<p>二 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分</p> <p>九 旧給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったものうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの</p> <p>十 任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第一号区</p> <p>一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>二 新給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>三 新給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表五号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>五 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表六号給以上の給料月額を受けていたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第二号区</p> <p>一 新給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>二 新給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であったもの</p> <p>三 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>四 新給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったものうち人事委員会の定めるもの</p>
---	--	---	---

<p>第三号区</p> <p>一 新給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であったもの</p> <p>二 新給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であったもの</p> <p>三 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 新給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第二号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 新給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの</p> <p>六 新給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であったもの(第一号区分の項第三号及び第二号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表四号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>八 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>第四号区</p> <p>一 新給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの</p> <p>二 新給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったものうち人事委員会の定めるもの又は</p> <p>九 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
--	--

分 第五号区	<p>七級であつたもの</p> <p>三 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第三号及び第三号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 新給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第二号区分の項第四号及び第三号区分の項第四号に掲げる者を除く。)</p> <p>五 新給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第三号区分の項第五号に掲げる者を除く。)</p> <p>六 新給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>七 新給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの</p> <p>八 新給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>九 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表三号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるものの</p>
<p>一 新給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>二 新給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>三 新給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>四 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>五 新給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>六 新給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する</p>	

分 第六号区	<p>職務の級が三級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>七 新給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>八 新給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>九 新給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>十 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十一 任期付職員条例第七条第一項の給料表の適用を受けていた者で同表一号給又は二号給の給料月額を受けていたもの</p> <p>十二 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
<p>一 新給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>二 新給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち人事委員会の定めるもの又は五級であつたもの</p> <p>三 新給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>四 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>五 新給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたものうち人事委員会の定めるもの</p> <p>六 新給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの(第五号区分の項第六号に掲げる者を除く。)</p> <p>七 新給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。)</p> <p>八 新給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの(第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。)</p> <p>九 任期付研究員条例第五条第一項の給料表の適用を受けていた者</p>	

<p>分 第八号区 第一号区分から第七号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>	<p>分 第七号区 一 新給与条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの 二 新給与条例の公安職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの(第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。) 三 新給与条例の海事職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもの 四 新給与条例の教育職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第六号区分の項第四号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの) 五 新給与条例の教育職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は二級であったもの(第六号区分の項第五号に掲げる者を除く。)(のうち人事委員会の定めるもの) 六 新給与条例の研究職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であったもののうち人事委員会の定めるもの 七 新給与条例の医療職給料表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であったもののうち人事委員会の定めるもの 八 新給与条例の医療職給料表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの 九 新給与条例の医療職給料表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であったもののうち人事委員会の定めるもの又は四級であったもの 十 任期付研究員条例第五条第二項の給料表の適用を受けていた者 十一 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>	<p>十 同表一号給の給料月額を受けていたもの 前各号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会の定めるもの</p>
--	--	--

様式第一号から様式第六号までを削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成十八年四月一日から施行する。
(施行日の前日に国家公務員等として在職していた者の同日における給料月額に相当する額)
- 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第六号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第二項に規定する規則で定める額は、改正条例附則第三項に規定する者がその者の改正条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号。以下この項において「新条例」という。)第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる在職期間において新条例第二条第一項に規定する職員として在職していたものとみなした場合にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定を適用したとしたならばその者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。
- 改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第四項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

人事委員会規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

則

規則八―六(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を次のように改正する。
第一条の二中「試験場、研究所その他の」を「試験研究に関する事務を行う」に改める。
第五条の三第一項、第五条の七第一項及び第五条の十第一項中「(様式第一号)に
より、」を「に」に、「明らかにして、」を「記載して」に改める。
第十條中「(様式第一号の二)」を削る。
第十七條第一項中「(様式第二号)」及び「(様式第一号の二)」を削る。
第十八條第一項中「(様式第三号)」を削り、同條第三項中「(様式第四号)」を削る。

別表第三身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の項中「身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者福祉ホーム 身体障害者授産施設 身

体障害者福祉センター」を「身体障害者福祉センター」に改め、同表知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の項及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）の項を削り、同表児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の項の次に次のように加える。

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）	障害者支援施設	地域活動支援センター	福祉ホーム
--------------------------	---------	------------	-------

様式第一号から様式第四号までを削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の項の次に次のように加える部分を除く。）は、平成十八年十月一日から施行する。

人事委員会規則九一九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則九一九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則規則九一九（公益法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則

第五条第一項中「又はその日から一年以内の」を「及びその日後における最初の昇給日（」に、「第三十六条に定める昇給の時期」を「第三十三条に規定する昇給日（いう。）又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は当該期間の範囲内での職務に復帰した日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「給料月額の調整等」を「号給の調整」に、「前二項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号給を調整する」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条の見出し中「給料月額決定等」を「号給決定」に改め、同条第一項中「給料月額」を「号給」に、「の範囲内」を「を超えない範囲内」に改め、同条第二項を削る。

別表第一中「公立学校共済組合」を「公立学校共済組合 公立大学法人秋田県立大学」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一琴丘町の項から八竜町の項まで、峰浜村の項、山本郡南部三ヶ町衛生処理事業一部事務組合の項及び二ツ井藤里地区行政組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則

規則一二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を次のように改正する。
第二条第一号及び第二号を次のように改める。
一 秋田県健康環境センター次長
二 秋田県農林水産技術センターの総合食品研究所長、食品加工研究所長、醸造試験場長、農業試験場長、果樹試験場長、畜産試験場長、水産振興センター所長及び森林技術センター所長
第二条中第三号から第六号までを削り、第七号を第三号とし、第八号を第四号とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

人事委員会細則八一三一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する細則

をここに公布する。
平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会事務局長 篠 田 侃

人事委員会細則八―三―一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を改正する
細則

細則八―三―一（失業者の退職手当の支給手続）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条」を「第十二条」に改める。

第四条中「別記様式第一による」及び「別記様式第二による」を削る。

第五条中「別記様式第三による」を削る。

第八条第一項中「別記様式第四による」を削り、同条第四項中「別記様式第五による」を削る。

第十一条第一項中「別記様式第六による」を削る。

第十二条第一項中「別記様式第七による」及び「別記様式第八による」を削る。

第十四条第一項中「別記様式第九による」を削る。

第十七条の二中「別記様式第九の二による」を削る。

第十八条中「別記様式第十による」を削る。

第二十一条第一項中「別記様式第十一による」、「別記様式第十二による」、「別記様式第十三による」及び「別記様式第十四による」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（補則）

第二十二條 この細則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。
別記様式第一から別記様式第十四までを削る。

附 則

この細則は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程（昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号から第十二号までの規定中「うち」の下に「参事及び」を加え、同項第十三号中「課長」を「参事」に改める。

附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会告示

人事委員会告示第一号

特別昇給しうる職員研修の指定（平成十三年人事委員会告示第二号）は、廃止し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄